

関税定率法等の一部を改正する法律（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）</p> <p>（輸入禁制品）</p> <p>第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。</p> <p>一及び二 （省 略）</p> <p>三 爆発物（爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p> <p>四 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第二条第一項（定義）に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p> <p>五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第三項（定義等）に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p> <p>六 （省 略）</p> <p>七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）</p> <p>八 児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第一条第三項（定義）に規定す</p>	<p>関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）</p> <p>（輸入禁制品）</p> <p>第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。</p> <p>一及び二 同 上</p> <p>三 同 上</p> <p>四 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品</p>

る児童ポルノをいう。)

九 (省略)

2 税関長は、前項第一号から第六号まで又は第九号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうち第一項第七号又は第八号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうち第一項第九号に掲げる貨物に該当する貨物があるときは、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第二十一条の五までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者(以下この条において「特許権者等」という。)及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができ、する旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

5~7 (省略)

8 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物(以下「疑義貨物」という。)(が第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

五 同上

2 税関長は、前項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうち第一項第四号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうち第一項第五号に掲げる貨物に該当する貨物があるときは、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第二十一条の五までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者(以下この条において「特許権者等」という。)及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨を通知しなければならない。

5~7 同上

8 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物(次項において「疑義貨物」という。)(が第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

9 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。

一 (省 略)

二 関税法第四十五条第一項ただし書(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)(同法第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)、第四十一条の三(保税蔵置場についての規定の準用)、第六十二条(保税工場)、第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)の規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三及び四 (省 略)

10 第五項若しくは第六項の規定による通知を受けた者又は第二十一条の三の第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査(分解を含む。同条において同じ。)その他当該見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(申立てに係る供託等)

第二十一条の三 (省 略)

2~7 (省 略)

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当する旨の同条第八項本文の規定による通知を受けた場合

二~五 (省 略)

9 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。

一 同 上

二 関税法第四十五条第一項ただし書(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)(同法第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)、第四十一条の二(政令で定める者の所有に係る指定保税地域)、第六十二条(保税工場)、第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)の規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三及び四 同 上

10 第五項又は第六項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(申立てに係る供託等)

第二十一条の三 同 上

2~7 同 上

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当する旨の同条第八項本文の規定による通知を受けた場合

二~五 同 上

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第二十一条の三の二 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は育成者権者は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じ、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。)(において「申請者」という。)(が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項及び第五項において同じ。)(に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 当該見本に係る疑義貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。
- 二 当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められること。
- 三 前号に掲げるもののほか、当該見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること。
- 四 申請者が当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有していると認められること。

- 3| 税関長は、前項の規定により申請者が見本の検査をすることを承認する場合には、その旨を当該申請者（その委託を受けた者を除く。）及び当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。
- 4| 第二項の規定により税関長が承認した場合には、申請者は、当該見本の検査に必要な限度において、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならない。
- 5| 前条（第十一項を除く。）の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第二十一条の三第一項</p>	<p>当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより</p>	<p>当該見本に係る疑義貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかった場合に</p>
<p>第二十一条の三第二項、第五項、第六項及び第八項</p>	<p>申立人</p> <p>申立てをした者（以下この条において「申立人」</p>	<p>申請者</p> <p>承認の申請をした者（以下この条において「申請者」</p>

第二十一条の三第 十項	第二十一条第四項の認定 手続を取りやめる	次条第二項の承認をしな い
----------------	-------------------------	------------------

6| 第二項の規定により承認を受けた申請者が見本の検査をする場合には、税関職員が立ち会うものとする。この場合において、当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者は、税関長に申請し、これに立ち会うことができる。

7| 前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手続、第四項の費用の負担その他申請者による見本の検査に関し必要な事項は、政令で定める。

(意見を聴くことの求め等)

第二十一条の四 第二十一条の第二項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」という。)(は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、政令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けた日(以下この項及び第二十一条の五第二項において「通知日」という。)(から起算して十日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号(行政機関の休日)(に掲げる日(以下この項において「行政機関の休日」という。)(の日数は、算入しない。)(を経過する日(第二十一条の五第一項及び第二項において「十日経過日」という。)(までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)(を経過する日(第二十一条の五第一項において「二十日経過日」という。)(までの期間(内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が自己の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案

(意見を聴くことの求め等)

第二十一条の四 第二十一条の第二項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」という。)(は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、政令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けた日(以下この項及び次条第二項において「通知日」という。)(から起算して十日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号(行政機関の休日)(に掲げる日(以下この項において「行政機関の休日」という。)(の日数は、算入しない。)(を経過する日(次条第一項及び第二項において「十日経過日」という。)(までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)(を経過する日(次条第一項において「二十日経過日」という。)(までの期間(内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が自己の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三

法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠等の範囲）に規定する範囲について特許庁長官の意見を聴くことができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3～6 (省略)

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、その求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は同条第九項若しくは第二十一条の第三十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることがを要しない。

(育成者権を侵害する物品に該当するか否かについての認定手続における農林水産大臣に対する意見の求め)

第二十一条の四の二 税関長は、育成者権を侵害する物品に該当するか否かについての第二十一条第四項の認定手続において、同項に規定する認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣に対

号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠等の範囲）に規定する範囲について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3～6 同上

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、その求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないことの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき又は同条第九項若しくは第二十一条の第三十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることがを要しない。

し、同項に規定する認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2| 農林水産大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3| 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、同項の認定手続に係る育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4| 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5| 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する物品に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第二十一条第九項若しくは第二十一条の第三十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣は、第一項の規定による意見を述べることを要しない。

(認定手続を取りやめることの求め等)

第二十一条の五 申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第二十一条の四第一項の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日(同条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第

(認定手続を取りやめることの求め等)

第二十一条の五 申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 前条第一項の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定

六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(第二十一条の四第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日と求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

2  
12 (省 略)

による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日と求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

2  
12 同 上

改正案	現行
<p>関稅定率法（第一条關係）</p> <p>（輸入禁制品）</p> <p>第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。</p> <p>一〇九（省 略）</p> <p>十 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第一条第一項第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品</p> <p>2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。</p> <p>3（省 略）</p> <p>4 税関長は、関稅法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうち第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があるとき、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第二十一条の五までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者）第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者という。以下同じ。（をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物</p>	<p>関稅定率法（第一条關係）</p> <p>（輸入禁制品）</p> <p>第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。</p> <p>一〇九 同 上</p> <p>2 税関長は、前項第一号から第六号まで又は第九号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。</p> <p>3 同 上</p> <p>4 税関長は、関稅法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうち第一項第九号に掲げる貨物に該当する貨物があるとき、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第二十一条の五までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者（以下この条において「特許権者等」という。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対して、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。</p>

を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するかどうかについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることが出来る旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

5～7 (省略)

8 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物（以下「疑義貨物」という。）が第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

9及び10 (省略)

(輸入禁制品に係る申立て手続等)

第二十一条の二 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について前条第四項の認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第一条第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2～4 (省略)

5～7 同上

8 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物（以下「疑義貨物」という。）が第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

9及び10 同上

(輸入禁制品に係る申立て手続等)

第二十一条の二 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は育成者権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について前条第四項の認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

2～4 同上

(申立てに係る供託等)

第二十一条の三 (省略)

2~7 (省略)

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第二十一条第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する旨の同条第八項本文の規定による通知を受けた場合

二~五 (省略)

9~11 (省略)

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第二十一条の三の二 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じ、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。))において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項及び第五項において同じ。)(又は同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認す

(申立てに係る供託等)

第二十一条の三 同上

2~7 同上

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第二十一条第九号に掲げる貨物に該当する旨の同条第八項本文の規定による通知を受けた場合

二~五 同上

9~11 同上

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第二十一条の三の二 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は育成者権者は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じ、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。))において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項及び第五項において同じ。)(に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要がないと認めるときは、この

る必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 四 (省略)

3 及び 4 (省略)

5 前条(第十一項を除く。)の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の第三項	当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	当該見本に係る疑義貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に
(省略)	(省略)	(省略)

6 及び 7 (省略)

限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 四 同上

3 及び 4 同上

5 前条(第十一項を除く。)の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の第三項	当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	当該見本に係る疑義貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に
同上	同上	同上

6 及び 7 同上

(育成者権を侵害する物品等に該当するか否かについての認定手続における農  
林水産大臣等に対する意見の求め)

第二十一条の四の二 税関長は、育成者権を侵害する物品又は第二十一条第一項  
第十号に掲げる貨物に該当するか否かについての同条第四項の認定手続におい  
て、同項に規定する認定をするために必要があると認めるときは、政令で定め  
るところにより、育成者権を侵害する物品に該当するか否かについての認定手  
続にあつては農林水産大臣、同条第十号に掲げる貨物に該当するか否か  
についての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、同条第四項に規定する認  
定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定により税関長から意見を求め  
られたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意  
見を述べなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、同項の認定手続に係る  
育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しよ  
うとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者  
又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者  
に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求め  
た場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にそ  
の求めに係る貨物が育成者権を侵害する物品若しくは第二十一条第十号  
に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、  
又は同条第九項若しくは第二十一条の三第十項の規定により当該貨物について  
第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は  
経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は  
経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることが要しない。

(育成者権を侵害する物品に該当するか否かについての認定手続における農林  
水産大臣に対する意見の求め)

第二十一条の四の二 税関長は、育成者権を侵害する物品に該当するか否かにつ  
いての第二十一条第四項の認定手続において、同項に規定する認定をするため  
に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣に対  
し、同項に規定する認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、そ  
の求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければ  
ならない。

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、同項の認定手続に係る  
育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨  
を通知しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者  
及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内  
容を通知しなければならない。

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣の意見を求めた場合において、  
その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物  
が育成者権を侵害する物品に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認  
定したとき、又は第二十一条第九項若しくは第二十一条の三第十項の規定によ  
り当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨  
を農林水産大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣は  
、第二項の規定による意見を述べることが要しない。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第三条関係）</p> <p>目次</p> <p>第一章（省 略）</p> <p>第二章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>  第一節～第四節（省 略）</p> <p>  第四節の二 附帯税（第十二条・第十二条の四）</p> <p>  第五節（省 略）</p> <p>第三章（省 略）</p> <p>第四章 保税地域</p> <p>  第一節（省 略）</p> <p>  第二節 指定保税地域（第三十七条・第四十一条の三）</p> <p>  第三節～第六節（省 略）</p> <p>  第五章～第十章（省 略）</p> <p>  第十一章 犯則事件の調査及び処分</p> <p>    第一節（省 略）</p> <p>    第二節 犯則事件の処分（<u>第三百三十六条の二</u> <u>第四百十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従つものとする。</p> <p>一～四（省 略）</p> <p>四の二 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第三条関係）</p> <p>目次</p> <p>第一章 同上</p> <p>第二章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>  第一節～第四節 同上</p> <p>  第四節の二 附帯税（第十二条・第十二条の三）</p> <p>  第五節 同上</p> <p>第三章 同上</p> <p>第四章 保税地域</p> <p>  第一節 同上</p> <p>  第二節 指定保税地域（第三十七条・第四十一条の二）</p> <p>  第三節～第六節 同上</p> <p>  第五章～第十章 同上</p> <p>  第十一章 犯則事件の調査及び処分</p> <p>    第一節 同上</p> <p>    第二節 犯則事件の処分（<u>第三百三十七条</u> <u>第四百十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従つものとする。</p> <p>一～四 同上</p> <p>四の二 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税及び無申告加算</p>

及び加重算税をいう。

五十三 (省 略)

2及び3 (省 略)

(課税物件の確定の時期)

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時に於ける現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時に於ける現況による。

一～三の三 (省 略)

四 保税地域にある外国貨物又は第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長の許可を受けた外国貨物で、亡失し、又は滅却されたもの(第一号、第二号、第三号の二、次号及び第八号に掲げるものを除く。)(亡失又は滅却の時)

五 第二十三条第一項(船用品又は機用品の積込み)の規定により積込みの承認を受けて保税地域から引き取られた船用品若しくは機用品で、その指定された積込みの期間内に船舶若しくは航空機に積み込まれないもの又は第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの(第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に掲げるものを除く。)(積込み又は運送が承認された時(第二十三條第一項後段の規定により一括して積込みの承認を受けた場合に於ては当該承認に係る外国貨物が保税地域から引き取られた時とし、第六十三條第一項後段の規定により一括して運送の承認を受けた場合に於ては当該承認に係る外国貨物が発送された時)

六八 (省 略)

税をいう。

五十三 同上

2及び3 同上

(課税物件の確定の時期)

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時に於ける現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時に於ける現況による。

一～三の三 同上

四 第三十七条第一項(指定保税地域の指定)の政令で定める者の所有に係る指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場若しくは総合保税地域にある外国貨物又は第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長の許可を受けた外国貨物で、亡失し、又は滅却されたもの(第一号、第二号、第三号の二、次号及び第八号に掲げるものを除く。)(亡失又は滅却の時)

五 第二十三条第一項(船用品又は機用品の積込み)の規定により積込みの承認を受けて保税地域から引き取られた船用品若しくは機用品で、その指定された積込みの期間内に船舶若しくは航空機に積み込まれないもの又は第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの(第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に掲げるものを除く。)(積込み又は運送が承認された時(第六十三條第一項後段の規定により一括して運送の承認を受けた場合に於ては当該承認に係る外国貨物が発送された時)

六八 同上

2 (省 略)

(税額の確定の方式)

第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一 (省 略)

二 次に掲げる関税 納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式

(以下「賦課課税方式」という。)

イ 水 (省 略)

へ 過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税

2 (省 略)

(承認の要件)

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項(申告の特例)の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ及びロ (省 略)

ハ 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは

地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項(加重算税)

又は国税通則法第六十八条第一項若しくは第二項(加重算税)の規定による加重算税を課されたことがある者であるとき。

二 (省 略)

ホ 第七条の十二第一項第二号八若しくは二又は同項第三号(承認の取消し

)(の規定により第七条の二第一項の承認を取り消された日から一年を経過していない者であるとき。

二及び三 (省 略)

2 同 上

(税額の確定の方式)

第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一 同 上

二 次に掲げる関税 納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式

(以下「賦課課税方式」という。)

イ 水 同 上

へ 過少申告加算税及び無申告加算税

2 同 上

(承認の要件)

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項(申告の特例)の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ及びロ 同 上

ハ 同 上

二 同 上

二 第七条の十二第一項第二号ロ若しくはハ又は同項第三号(承認の取消し

)(の規定により第七条の二第一項の承認を取り消された日から一年を経過していない者であるとき。

二及び三 同 上

(指定の申請)

第七条の六 (省略)

2及び3 (省略)

4 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物でその提出の日前一年間に輸入されたものに係る関税、内国消費税又は地方消費税についての第七条の第十四第一項(修正申告)若しくは国税通則法第十九条第一項若しくは第二項(修正申告)の規定による修正申告、第七条の十六第一項若しくは第三項(更正)若しくは同法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正又は第七条の十六第二項(決定)若しくは同法第二十五条(決定)の規定による決定(以下この項及び次条第二項において「修正申告等」という。)があつたとき(当該修正申告等により第十二条の第二第一項若しくは第二項(過少申告加算税)若しくは同法第六十五条第一項若しくは第二項(過少申告加算税)の規定による過少申告加算税、第十二条の三第一項(無申告加算税)若しくは同法第六十六条第一項(無申告加算税)の規定による無申告加算税又は第十二条の四第一項若しくは第二項(重加算税)若しくは同法第六十八条第一項若しくは第二項(重加算税)の規定による重加算税を課されたときに限る。次条第一項において同じ。)は、当該貨物について第七条の二第一項の指定をしないことができる。

5 (省略)

(帳簿の備付け等)

第七条の九 (省略)

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)以下「電子帳簿保存法」という。第四条(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第六条第一項から第五項

(指定の申請)

第七条の六 同上

2及び3 同上

4 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物でその提出の日前一年間に輸入されたものに係る関税、内国消費税又は地方消費税についての第七条の第十四第一項(修正申告)若しくは国税通則法第十九条第一項若しくは第二項(修正申告)の規定による修正申告、第七条の十六第一項若しくは第三項(更正)若しくは同法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正又は第七条の十六第二項(決定)若しくは同法第二十五条(決定)の規定による決定(以下この項及び次条第二項において「修正申告等」という。)があつたとき(当該修正申告等により第十二条の二第一項若しくは第二項(過少申告加算税)若しくは同法第六十五条第一項若しくは第二項(過少申告加算税)の規定による過少申告加算税、又は第十二条の三第一項(無申告加算税)若しくは同法第六十六条第一項(無申告加算税)の規定による無申告加算税を課されたときに限る。次条第二項において同じ。)は、当該貨物について第七条の二第一項の指定をしないことができる。

5 同上

(帳簿の備付け等)

第七条の九 同上

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第六条第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承

まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十条（第三項第二号から第五号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「国税関係帳簿」という。）と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）とあるのは「同法第七条の二第一項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）と、同法第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類の」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）とあるのは「代える日」と、「同法第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項と

認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）並びに第八条から第十一条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「国税関係帳簿」という。）と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）とあるのは「同法第七条の二第一項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）と、同法第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類の」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）とあるのは「代える日」と、「同法第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）

あるのは「第七条第二項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）」とあるのは「関税法第七条の十二第一項第三号（承認の取消し）」と、「帳簿書類」とあるのは「政令で定めるところ」と、「第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）

第七条の十（省略）

（承認の取消し）

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の第二項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一（省略）

二 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条

及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項中「所得税法第五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）並びに法人税法第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し）並びに第十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四十六条第一項）（外国人に対する準用）において準用する場合を含む。）及び第二項第一号」とあるのは「関税法第七条の十二第一項第三号（承認の取消し）」と、「所得税法第五十条第一項第一号及び法人税法第四条の五第一項第一号中「財務省令で定めるところ」とあるのは「財務省令で定めるところ又は」とあるのは「同号中」政令で定めるところ」とあるのは「政令で定めるところ又は関税法第七条の九第二項（帳簿の備付け等についての規定の準用）において準用する」と、「と、同法第二百二十七条第一項第一号及び第二項第一号中「財務省令で定めるところ」とあるのは「財務省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項若しくは第五条各項のいずれかに規定する財務省令で定めるところ」とする」とあるのは「とする」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（申告の特例の適用をやめる旨の届出）

第七条の十 同上

（承認の取消し）

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の第二項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 同上

二 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

の四第二項若しくは第二項（重加算税）又は国税通則法第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたとき。

ロ（省略）

ハ（省略）

ニ（省略）

ホ（省略）

三（省略）

2（省略）

（賦課決定）

第八条（省略）

2 税関長は、第六条の二第一項第二号へに掲げる過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を賦課しようとするときは、その調査により、当該過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額を決定する。

3～5（省略）

（申告納税方式による関税等の納付）

第九条（省略）

2（省略）

3 過少申告加算税又は第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課される重加算税（以下この項において「過少申告重加算税」という。）に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税又は過少申告重加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税又は過少申告重加算税の納付の起因となつた関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

4 無申告加算税又は第十二条の四第一項の規定により課される重加算税（以下

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

三 同上

2 同上

（賦課決定）

第八条 同上

2 税関長は、第六条の二第一項第二号へに掲げる過少申告加算税又は無申告加算税を賦課しようとするときは、その調査により、当該過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額を決定する。

3～5 同上

（申告納税方式による関税等の納付）

第九条 同上

2 同上

3 過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となつた関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

4 無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された

この項において「無申告加重算税」という。( )に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加重算税又は無申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならぬ。

(納税の告知)

第九条の三 税関長は、賦課課税方式による関税で、次に掲げる関税以外のものを徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

一 及び二 (省略)

三 過少申告加重算税、無申告加重算税及び加重算税

2 (省略)

(加重算税)

第十二条の四 第十二条の二第一項(過少申告加重算税)の規定に該当する場合(同条第四項の規定の適用がある場合を除く。 )において、納税義務者がその関税の課税標準等(第七条第二項(申告)に規定する輸入申告書に記載すべき事項又は第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に記載すべき事項をいう。以下この条において同じ。 )又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告をしたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加重算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加重算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する加重算税を課する。

2 前条第一項の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第三項の規定の適

金額の無申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

(納税の告知)

第九条の三 税関長は、賦課課税方式による関税で、次に掲げる関税以外のものを徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

一 及び二 同上

三 過少申告加重算税及び無申告加重算税

2 同上

用がある場合を除く。 ) において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき同条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該納税義務者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3) 第十二条第三項及び第四項(延滞税)の規定は、重加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「第十二条の四第一項及び第二項」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替えるものとする。

(還付及び充当)

第十三条 (省 略)

2 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から還付のため支払決定をする日又は充当をする日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下この条並びに附則第四項及び第五項において「還付加算金」という。)をその還付し、又は充当すべき金額に加算する。

一 更正若しくは第七条の十六第二項(決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。 ) 当該過納金に係る関税の納付があつた日(その日が当該関税(過少申告加算税又は前条第一項の規定により

(還付及び充当)

第十三条 同上

2 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から還付のため支払決定をする日又は充当をする日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下この条並びに附則第四項及び第五項において「還付加算金」という。)をその還付し、又は充当すべき金額に加算する。

一 更正若しくは第七条の十六第二項(決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。 ) 当該過納金に係る関税の納付があつた日(その日が当該関税(過少申告加算税にあつては、その納付の起因

課される重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税（の第十二条第八項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

二及び三（省略）

3～7（省略）

（更正、決定等の期間制限）

第十四条 次に掲げる更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から三年を経過した日（同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。

一～三（省略）

四 第六条の二第一項第二号へに掲げる過少申告加算税又は第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課される重加算税に係る賦課決定

2 次に掲げる決定、更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から五年を経過した日以後においては、することができない。

一及び二（省略）

三 法定納期限等から三年を経過した日以後に期限後特例申告書の提出があつた関税についての更正

四（省略）

五 第六条の二第一項第二号へに掲げる無申告加算税又は第十二条の四第二項（重加算税）の規定により課される重加算税に係る賦課決定

3（省略）

4 この条及び次条第一項において「法定納期限等」とは、当該関税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税）を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許

となつた関税）の第十二条第八項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

二及び三 同上

3～7 同上

（更正、決定等の期間制限）

第十四条 次に掲げる更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から二年を経過した日（同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、その提出があつた日から二年を経過した日）以後においては、することができない。

一～三 同上

四 第六条の二第一項第二号へに掲げる過少申告加算税に係る賦課決定

2 次に掲げる決定、更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から五年を経過した日（第三号に掲げる更正については、同日と同号の期限後特例申告書の提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか早い日）以後においては、することができない。

一及び二 同上

三 法定納期限等から二年を経過した日以後に期限後特例申告書の提出があつた関税についての更正

四 同上

五 第六条の二第一項第二号へに掲げる無申告加算税に係る賦課決定

3 同上

4 この条及び次条第一項において「法定納期限等」とは、当該関税（過少申告加算税又は無申告加算税にあつては、その納付の起因となつた関税）を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）と

可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める日又は期限とする。

一～五 (省 略)

(徴収権の消滅時効)

第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利(以下この条において「関税の徴収権」という。)は、その関税の法定納期限等から三年間(前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に係る関税については、五年間)行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税通則法第七十二条第二項(国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力)及び第七十三条(時効の中断及び停止)(第三項第四号を除く。)の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは、「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは、「関税」と、「第三十五条第二項第二号(更正又は決定による納付)」とあるのは、「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税の納付)」と、同項第二号中「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税の納付)」と、同項第二号中「重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。)」とあるのは、「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは、「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは、「関税法第九条第三項又は第四項(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付)」と、「同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項(法定納期限等)」に規定する法定納期限等」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告(関税法第七条の十四第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をいう。)」に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第一号中「更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く。)」とある

する。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める日又は期限とする。

一～五 同上

(徴収権の消滅時効)

第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利(以下この条において「関税の徴収権」という。)は、その関税の法定納期限等から二年間(前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に係る関税については、五年間)行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税通則法第七十二条第二項(国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力)及び第七十三条(時効の中断及び停止)(第三項第四号を除く。)の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは、「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは、「関税」と、「第三十五条第二項第二号(更正又は決定による納付)」とあるのは、「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税の納付)」と、同項第二号中「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税の納付)」と、同項第二号中「過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。)」とあるのは、「過少申告加算税又は無申告加算税」と、「これらの国税」とあるのは、「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは、「関税法第九条第三項又は第四項(過少申告加算税又は無申告加算税の納付)」と、「同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項(法定納期限等)」に規定する法定納期限等」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告(関税法第七条の十四第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をいう。)」に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決

のは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税」とあるのは「関税（附帯税及び関税」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 (省略)

(還付請求権の時効)

第十四条の三 関税の過誤納又は関税に関する法律の規定による関税の払戻し若しくは還付に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から三年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 (省略)

(入出港の簡易手続)

第十八条 外国貿易船が開港に入港した場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港する場合は、第十五条第一項（外国貿易船の入港手続）の規定を適用しない。ただし、船長は、入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。

2 外国貿易船が税関空港に入港した場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港する場合は、第十五条第二項（外国貿易船の入港手続）及び前条の規定を適用しない。ただし、機長は、その旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。

定等（加算税」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下この号において「更正決定等」という。）（過少申告加算税及び無申告加算税」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税」とあるのは「関税（附帯税及び関税」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 同上

(還付請求権の時効)

第十四条の三 関税の過誤納又は関税に関する法律の規定による関税の払いもどし若しくは還付に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から二年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 同上

(入出港の簡易手続)

第十八条 外国貿易船が開港に入港した場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するとき、第十五条第一項（外国貿易船の入港手続）の規定を適用しない。但し、船長は、入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。

2 外国貿易船が税関空港に入港した場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するとき、第十五条第二項（外国貿易船の入港手続）及び前条の規定を適用しない。但し、機長は、その旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。

(船用品又は機用品の積込み等)

第二十三条 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品又は機用品は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、その承認を受けて、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合において、税関長は、当該船用品又は機用品が取締り上支障がないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に積み込まれる船用品又は機用品の積込みについて一括して承認することができる。

2 内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込むとする者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。ただし、遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港し、その船用品又は機用品を積み込むことについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいなくときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

3 (省略)

4 税関長は、第一項の承認をする場合においては、相当と認められる積込みの期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、税関長は、その指定した期間を延長することができる。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品の積込みを終えたときは、政令で定めるところにより、直ちにその事実を証する書類を税関に提出しなければならない。ただし、同項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、当該承認に係る期間を当該承認をした税関長が政令で定めるところにより区分して指定した期間ごとに、当該期間内に積み込まれた船用品又は機用品に係る当該事実を証する書類を一括して提出することができる。

(船用品又は機用品の積込み等)

第二十三条 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品又は機用品は、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合においては、当該船用品又は機用品を積み込むとする者は、政令で定めるところにより、税関（税関が設置されていない場所においては税関職員。以下本条において同じ。）に申告し、その承認を受けなければならない。

2 内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込むとする者は、政令で定めるところにより、税関に申告し、その承認を受けなければならない。ただし、遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港し、その船用品又は機用品を積み込むことについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいなくときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

3 同上

4 税関は、第一項の承認をする場合においては、相当と認められる積込みの期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、税関は、その指定した期間を延長することができる。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品の積込みを終えたときは、政令で定めるところにより、直ちにその事実を証する書類を税関に提出しなければならない。

6 (省略)

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一〜四 (省略)

五 第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行い、税関長の輸出の許可を受けた貨物(以下「特定輸出貨物」という。)

2 前項の規定にかかわらず、関税率法第二十一条第一項第一号から第四号まで及び第六号(輸入禁制品)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り)は、保税地域に置くことができない。

(外国貨物の廃棄)

第三十四条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。ただし、第四十五条第一項ただし書(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)、第四十一条の三(保税蔵置場についての規定の準用)、第六十二条(保税工場)、第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)(の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定の取消し後における外国貨物)

第四十一条 指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消しの際、当該指定保税地域に外国貨物(特定輸出貨物を除く。第四十七条第三項(許可の失効)(第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)、第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)及び第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用す

6 同上

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一〜四 同上

2 前項の規定にかかわらず、関税率法第二十一条第一項第一号から第三号まで(輸入禁制品)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り)は、保税地域に置くことができない。

(外国貨物の廃棄)

第三十四条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。ただし、第四十五条第一項ただし書(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)、第四十一条の二(政令で定める者の所有に係る指定保税地域)、第六十二条(保税工場)、第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)(の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定の取消後における外国貨物)

第四十一条 指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消の際、当該指定保税地域に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

る場合を含む。)及び第六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税展览展示場にある外国貨物についての関税の徴収)において同じ。)があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

(外国貨物の搬入停止等)

第四十一条の二 税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者(その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。)又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れることを停止させることができる。

2 税関長は、前項の規定により貨物を指定保税地域に入れることを停止させようとするときは、当該貨物管理者及び当該指定保税地域の土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者にあらかじめその旨を通知し、これらの者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第四十一条の三 第四十五条(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務)の規定は、指定保税地域にある外国貨物について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは、「当該外国貨物を管理する者」と読み替えるものとする。

(許可を受けた者の関税の納付義務等)

(保税蔵置場についての規定の準用)

第四十一条の二 第四十五条(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務)の規定は、第三十七条第一項(指定保税地域の指定)の政令で定める者の所有に係る指定保税地域にある外国貨物について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは、「第三十七条第一項(指定保税地域の指定)の政令で定める者から港湾施設の貸付けを受けた者」と読み替えるものとする。

(許可を受けた者の関税の納付義務)

第四十五条 保税蔵置場にある外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項及び次項において同じ。）が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (省 略)

3| 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第四十八条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

一 (省 略)

二 許可を受けた者について第四十三条第二号から第七号まで（保税蔵置場の許可をしないことができる場合）のいずれかに該当することとなつたとき。

2 (省 略)

(保税運送)

第六十三条 外国貨物（郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。）は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

第四十五条 保税蔵置場にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 同上

(許可の取消し等)

第四十八条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

一 同上

二 許可を受けた者について第四十三条第三号から第七号まで（保税蔵置場の許可をしないことができる場合）のいずれかに該当することとなつたとき。

2 同上

(保税運送)

第六十三条 外国貨物（郵便物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。）は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

2 6 (省略)

(運送の期間の経過による関税の徴収)

第六十五条 第六十三条第一項(保税運送)又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。)がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (省略)

3 第六十三条第一項又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物が運送先に到着する前に亡失した場合には、その運送の承認を受けた者は、直ちにその旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

(保税運送ができない貨物)

第六十五条の二 第二十四条第一項(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第六十三条第一項(保税運送)又は第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定にかかわらず、関稅定率法第二十一条第一項第一号から第四号まで及び第六号(輸入禁制品)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに~~限る。~~)は、外国貨物のまま運送(積卸しを含む。第百九条の二第一項(禁制品を保稅地域に置く等の罪))において同じ。(することができない。)

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 貨物を輸出しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特定輸出者」という。)(は、その輸出申告をする場合において、前条第一項の規定の適用を受けたいことを希望する旨の申出をすることができる。この場合においては、当該輸出申告については、同項の規定を適

2 6 同上

(運送の期間の経過による関税の徴収)

第六十五条 第六十三条第一項(保税運送)又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。但し、当該貨物が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 同上

(保税運送ができない貨物)

第六十五条の二 第二十四条第一項(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第六十三条第一項(保税運送)又は第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定にかかわらず、関稅定率法第二十一条第一項第一号から第三号まで(輸入禁制品)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに~~限る。~~)は、外国貨物のまま運送(積卸しを含む。第百九条の二第一項(禁制品を保稅地域に置く等の罪))において同じ。(することができない。)

用しない。

2 前項の規定により前条第一項の規定を適用しない輸出申告（以下「特定輸出申告」という。）は、その申告に係る貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に対してしななければならない。

3 第一項の規定は、第七十条第一項（証明又は確認）に規定する貨物のうち、政令で定める貨物に係る輸出申告については、適用しない。

4 関税定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定その他政令で定める規定は、特定輸出申告に係る貨物については、適用しない。

5 第一項の承認を受けようとする者は、同項の規定の適用を受けて輸出申告をしようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

6 特定輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の要件）

第六十七条の四 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律若しくは関税定率法その他関税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。

ロ 第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者（イに規定する者を除く。）であること。

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処

せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であること。

二 その業務についてイからハまでに該当する者を役員とする法人であること、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

ホ 第六十七条の九第一号又は第二号ロ（承認の取消し）の規定により前条第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

二 承認を受けようとする者が、特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務（当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を含む。次号において同じ。）を適正に遂行することができる能力を有していること。

三 承認を受けようとする者が、特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

（規則等に関する改善措置）

第六十七条の五 税関長は、特定輸出者がこの法律の規定に従って特定輸出申告を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則又は当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

（帳簿の備付け等）

第六十七条の六 特定輸出者は、政令で定めるところにより、特定輸出貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該

帳簿及び当該特定輸出貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第六十七条の八第二項（承認の失効）及び第六十七条の九第一号（承認の取消し）において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。

2 電子帳簿保存法第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第一号から第五号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	関税法第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿（以下「 <u>関税関係帳簿</u> 」という。）

<p>第六條第一項</p>	<p>第五條第三項</p>	<p>第五條第一項</p>	<p>第四條第二項</p>	
<p>国稅關係帳簿の備付けを開始する日(当該国稅關係帳簿が二以上ある場合</p>	<p>国稅關係帳簿書類の</p>	<p>国稅關係帳簿の全部又は一部</p>	<p>国稅關係書類の全部</p>	<p>納稅地等の所轄稅務署長(財務省令で定める場合)にあつては、納稅地等の所轄稅關長。以下「所轄稅務署長等」といふ。</p>
<p>開始する日</p>	<p>の</p>	<p>關稅關係帳簿</p>	<p>關稅法第六十七條の六第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類(以下「關稅關係書類」といふ。)の全部</p>	<p>同法第六十七條の三第一項(輸出申告の特例)の承認をした稅關長(以下「承認稅關長」といふ。)</p>

<p>第十条</p>	<p>第九条</p>	
<p>所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者</p>	<p>同条第六項中「第四条各 項」とあるのは「前条各 項」と、第七条第一項</p>	<p>において、その備付けを 開始する日が異なるとき は、最初に到来する備付 けを開始する日。第五項 第一号において同じ。）</p>
<p>特定輸出者</p>	<p>第七条第一項</p>	<p>代える日（当該国税関係 帳簿が二以上ある場合に おいて、その代える日が 異なるときは、最初に到 来する代える日。第五項 第一号において同じ。）</p>
		<p>一部 国税関係帳簿の全部又は 一部 国税関係帳簿 関税関係帳簿 関税関係帳簿</p>

<p>第十一條第三項第一号</p>	<p>所得稅法第四百五條第一号(青色申告の承認申請の却下)(同法第一百六十六條(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)</p>	<p>關稅法第六十七條の九第一号(承認の取消し)</p>
<p>帳簿書類)</p>	<p>政令で定めるところ</p>	
<p>、第五條各項</p>	<p>若しくは第五條各項</p>	
<p>若しくは第十條(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)</p>	<p>に規定する財務省令で定めるところ</p>	

(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出)

第六十七條の七 特定輸出者は、第六十七條の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。

(承認の失効)

第六十七條の八 第六十七條の三第一項(輸出申告の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

- 一 前條の規定による届出があつたとき。
- 二 特定輸出者が死亡した場合で、第六十七條の十(許可の承継)についての規定の準用)において準用する第四十八條の二第二項(許可の承継)の規定に

よる申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 特定輸出者が解散したとき。

四 特定輸出者が破産手続開始の決定を受けたとき。

五 税関長が承認を取り消したとき。

2| 第六十七条の三第一項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人（承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）は、その失効前に輸出の許可を受けた特定輸出貨物に係る第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務並びにこの法律その他の関税に関する法律の規定により課される当該特定輸出貨物に係るその他の義務を免れることができない。

（承認の取消し）

第六十七条の九 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け若しくは記載若しくは帳簿書類の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は帳簿書類に不実の記載があるとき。

二 特定輸出者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第六十七条の四第一号又は第二号（承認の要件）に適合しないこととなつたとき。

ロ 第六十七条の五（規則等に関する改善措置）の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

（許可の承継についての規定の準用）

第六十七条の十 第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定は

「特定輸出者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

（輸出の許可の取消）

第六十七条の十一 特定輸出者は、特定輸出貨物が輸出されないこととなつたことその他の事由により当該特定輸出貨物が輸出の許可を受けている必要がなくなつたときは、その許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる。

- 2| 税関長は、前項の規定による申請があつたとき、その他この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定輸出貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間に当該特定輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すことができる。
- 3| 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消す場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該特定輸出貨物の検査をさせることができる。

（特定輸出貨物の亡失等の届出）

第六十七条の十二 第三十四条本文（外国貨物の廃棄）の規定は保税地域以外の場所にある特定輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は保税地域以外の場所にある特定輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特定輸出貨物に係る特定輸出者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替えるものとする。

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。ただし、税関においてこれを提出することができない事由があると

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。ただし、税関においてこれを提出することができない事由があると

認める場合又は特例申告に係る指定貨物の輸入申告若しくは特定輸出申告がされる場合（税関長が輸出又は輸入の許可の判断のためにその提出の必要があると認める場合を除く。）その他これを提出する必要がある場合として政令で定める場合は、この限りでない。

2 (省略)

(関税等の納付と輸入の許可)

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告に係る指定貨物が輸入される場合（第七条の八第一項（担保の提供）の規定による担保が提供されていない場合を除く。）又は第九条の二第一項若しくは第二項（納期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税（過少申告加算税及び第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課される重加算税を除く。）が納付された後（第十条第二項（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関税定率法第七条第十項（相殺関税）又は第八条第九項第二号若しくは第十八項（不当廉売関税）の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付された後とする。）でなければ、輸入を許可しない。外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税（これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。）の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 外国貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額（過少申告加算税及び第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課される重加算税に相当する額を除く。）に

認める場合又は特例申告に係る指定貨物の輸入申告がされる場合（税関長が輸入の許可の判断のためにその提出の必要があると認める場合を除く。）その他これを提出する必要がある場合として政令で定める場合は、この限りでない。

2 同上

(関税等の納付と輸入の許可)

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告に係る指定貨物が輸入される場合（第七条の八第一項（担保の提供）の規定による担保が提供されていない場合を除く。）又は第九条の二第一項若しくは第二項（納期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税（過少申告加算税を除く。）が納付された後（第十条第二項（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関税定率法第七条第十項（相殺関税）又は第八条第九項第二号若しくは第十八項（不当廉売関税）の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付された後とする。）でなければ、輸入を許可しない。外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税（これらに係る過少申告加算税を除く。）の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 外国貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額（過少申告加算税に相当する額を除く。）に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2及び3 (省略)

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚された貨物を除く。

の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)及び第六十八条から第七十条まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明又は確認)の規定を準用する。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 第六十七条から第七十三条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り)及び前条の規定は、郵便物については適用しない。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2、4 (省略)

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」といづ。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記

2及び3 同上

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚された貨物を除く。

の積戻しには、第六十七条から第七十条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明又は確認)の規定を準用する。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 第六十七条から第七十三条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り)及び前条の規定は、郵便物については適用しない。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2、4 同上

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。次項において同じ。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け

載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2) 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物を除く。次項において「一般輸出貨物」という。）を業として輸出する者について準用する。この場合において、前項ただし書中「第六十八条第二項」とあるのは、「第六十八条第一項」と読み替えるものとする。

3) 電子帳簿保存法第四条から第九条の二まで（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外）及び第十一条第一項（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、一般輸出貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	関税法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によ

、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条から第九条の二まで（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外）及び第十一条第一項（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(省略)			り備付け及び保存をしな ければならないこととさ れている帳簿(以下「関 税関係帳簿」という。)
(省略)	納税地等の所轄税務署長 (財務省令で定める場合 にあつては、納税地等の 所轄税関長。以下「所轄 税務署長等」という。)	当該一般輸入貨物(同条 第一項に規定する一般輸 入貨物をいう。)(の輸入 予定地又は当該一般輸出 貨物(同条第二項に規定 する一般輸出貨物をいう 。)(の輸出予定地を所轄 する税関長(以下「所轄 税関長」という。)	
(省略)			

(税関事務管理人)

第九十五条 (省略)

2 (省略)

3 税関関係手続等処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続等に係る申告者等が第七条の九第一項及び第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)並びに前条第一項(同条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対して、その提示のため必要な便

同上	同上	同上	第四条第一項 一部 国税関係帳簿の全部又は 関税法第九十四条第一項 (帳簿の備付け等)の規 定により備付け及び保存 をしなければならないこ ととされている帳簿(以 下「関税関係帳簿」とい う。)
同上	納税地等の所轄税務署長 (財務省令で定める場合 にあつては、納税地等の 所轄税関長。以下「所轄 税務署長等」という。)	当該貨物の輸入予定地を 所轄する税関長(以下「 所轄税関長」という。)	
同上			

(税関事務管理人)

第九十五条 同上

2 同上

3 税関関係手続等処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続等に係る申告者等が第七条の九第一項(帳簿の備付け等)及び前条第一項の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対して、その提示のため必要な便宜を与えなければならない。

宜を与えなければならない。

4 (省 略)

(手数料の軽減又は免除)

第百一条 (省 略)

2~4 (省 略)

5 地方公共団体が、その設定する区域が次のいずれにも該当する場合として政令で定めるところにより届け出たときは、税関長は、政令で定めるところにより、当該区域に所在する保税地域(第三十条第一項第一号)(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所を含む。)に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る第九十八条第一項(臨時開庁)の承認を受ける者が前条第四号の規定により納付すべき手数料を軽減することができる。

一 行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において外国貨物又は輸出しようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設が所在するものにおける第九十八条第一項に規定する承認の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合

二 貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合

(税関職員の権限)

第百五条 税関職員は、この法律(第十一章(犯則事件の調査及び処分))を除く。  
( )又は関稅定率法その他關稅に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一 及び二 (省 略)

三 第四十三條の四(外國貨物を置くことの承認等の際の検査)(第六十二條

4 同上

(手数料の軽減又は免除)

第百一条 同上

2~4 同上

(税関職員の権限)

第百五条 税関職員は、この法律(第十一章(犯則事件の調査及び処分))を除く。  
( )又は関稅定率法その他關稅に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一 及び二 同上

三 第四十三條の四(外國貨物を置くことの承認等の際の検査)(第六十二條

(保税工場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)、第六十一条第三項(保税作業のため保税工場から出す外国貨物の検査)(第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第二項(保税展示場に入れる外国貨物に係る検査)、第六十三条第二項(保税運送)、第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)、第六十七条の十一第三項(輸出の許可の取消し)又は第七十六条第一項ただし書(郵便物の検査)に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四 (省略)

四の二 輸出された貨物について、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者に質問し、又は当該貨物についての帳簿書類を検査すること

五及び六 (省略)

2及び3 (省略)

第九十九条 関稅定率法第二十一条第一項第一号から第六号まで(輸入禁制品)に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 関稅定率法第二十一条第一項第七号から第九号までに掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (省略)

第九十九条の二 関稅定率法第二十一条第一項第一号から第四号まで及び第六号(輸入禁制品)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限

(保税工場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)、第六十一条第三項(保税作業のため保税工場から出す外国貨物の検査)(第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第二項(保税展示場に入れる外国貨物に係る検査)、第六十三条第二項(保税運送)、第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)、又は第七十六条第一項ただし書(郵便物の検査)に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四 同上

四の二 輸出された貨物で関稅定率法第十一条(加工等のため輸出された貨物の減税)に規定するものについて、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者に質問し、又は当該貨物についての帳簿書類を検査すること

五及び六 同上

2及び3 同上

第九十九条 関稅定率法第二十一条第一項第一号から第三号まで(輸入禁制品)に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 関稅定率法第二十一条第一項第四号又は第五号に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 同上

第九十九条の二 関稅定率法第二十一条第一項第一号から第三号まで(輸入禁制品)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。)を第

る。(を第三十条第二項(外国貨物を置く場所の制限)の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二(保税運送ができない貨物)の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (省略)

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一及び二 (省略)

2、4 (省略)

第一百五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、四 (省略)

五 第七条の九第一項、第六十七条の六第一項又は第九十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

六、八 (省略)

(申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発)

第三百三十六条の二 税関職員は、申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件(第一百十条第一項(関税を免れる等の罪)の罪)(同項第一号に規定する関税を免れた者に係るものに限るものとし、その罪の実行に着手してこれを遂げない者で同条第三項の規定により同条第一項の例によることとされた者に係るものを含む。)(に係る事件に限るものとし、同号に規定する偽りその他不正の行為)(同号に規定する関税を免れた者に係るものに限る。)(が第一百三条の三(偽った申告をする等の罪)の罪に当たるものである場合における同条の罪に係る事件を含む。次条において「申告納税方式適用関税に関する犯則

三十条第二項(外国貨物を置く場所の制限)の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二(保税運送ができない貨物)の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 同上

第一百十条 次の各号の二に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一及び二 同上

2、4 同上

第一百五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、四 同上

五 第七条の九第一項又は第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

六、八 同上

事件」といふ。)の調査により犯則があると思料するときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

(税関職員の報告又は告発)

第三百三十七条 税関職員は、犯則事件(申告納税方式適用関税に関する犯則事件を除く。以下同じ。)の調査を終えたときは、調査の結果を税関長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 (省略)
- 二 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき。
- 三 証拠となると認められるものを隠し、又はなくしてしまつおそれがあるとき。

(税関長の通告処分又は告発)

第三百三十八条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 及び二 (省略)
- 2~4 (省略)

(検察官への引継)

第四百十条 犯則事件は、第三百三十七条ただし書(税関職員の報告又は告発)の規定による税関職員の告発又は第三百三十八条第一項ただし書若しくは第二項(税関長の通告処分又は告発)若しくは前条の規定による税関長の告発をまつて、これを論ずる。

(税関職員の報告又は告発)

第三百三十七条 税関職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を税関長に報告しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合には、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 同上
- 二 犯則嫌疑者が逃走する虞があるとき。
- 三 証拠となると認められるものをかくし、又はなくしてしまつ虞があるとき。

(税関長の通告処分又は告発)

第三百三十八条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。但し、左の各号の一に該当すると認めるときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 及び二 同上
- 2~4 同上

(検察官への引継)

第四百十条 犯則事件は、第三百三十七条但書(税関職員の告発)の規定による税関職員の告発又は第三百三十八条第一項但書若しくは第二項(税関長の告発)若しくは前条の規定による税関長の告発をまつて、これを論ずる。

2 前項の告発又は第百三十六条の二(申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発)の規定による告発は、文書をもつて行い、第百三十一条(調書の作成)に規定する調書を添付し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

3～5 (省略)

2 前項の告発は、文書をもつて行い、第百三十一条(調書の作成)に規定する調書を添付し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

3～5 同上

改 正 案	現 行
<p>関税法（第四条関係） （帳簿の備付け等） 第九十四条（省略）</p> <p>2 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。次項において「一般輸出貨物」という。）を業として輸出する者について準用する。この場合において、前項ただし書中「第六十八条第二項」とあるのは、「第六十八条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>3（省略）</p> <p>第九十九条（省略）</p> <p>2 関税定率法第二十一条第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3（省略）</p>	<p>関税法（第四条関係） （帳簿の備付け等） 第九十四条 同上</p> <p>2 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物を除く。次項において「一般輸出貨物」という。）を業として輸出する者について準用する。この場合において、前項ただし書中「第六十八条第二項」とあるのは、「第六十八条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 同上</p> <p>第九十九条 同上</p> <p>2 関税定率法第二十一条第一項第七号から第九号までに掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 同上</p>

改正案	現行
<p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第五条関係）</p> <p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一～四（省略）</p> <p>（石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付）</p> <p>第六条 エチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造者が、関税納付済みの関税定率法別表第二七 九・ 号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七 一・一九号の一の(三)に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一・一一号の一の(一)の(c)の(b)に掲げる揮発油、同表第二七・一一項に掲げる石油ガス、同表第二七一三・二 号に掲げる石油アスファルト、同表第二七 七・一 号から第二七 七・三 号まで、第二七 七・五 号若しくは第二七 七・九九号に該当する改質炭化水素</p>	<p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第五条関係）</p> <p>（暫定税率）</p> <p>第一条 別表第一に掲げる物品で平成十七年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成十七年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一～四 同上</p> <p>（石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付）</p> <p>第六条 エチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造者が、関税納付済みの関税定率法別表第二七 九・ 号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七 一・一九号の一の(三)に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一・一一号の一の(一)の(c)の(b)に掲げる揮発油、同表第二七・一一項に掲げる石油ガス、同表第二七一三・二 号に掲げる石油アスファルト、同表第二七 七・一 号から第二七 七・三 号まで、第二七 七・五 号若しくは第二七 七・九九号に該当する改質炭化水素</p>

油、同表第二七一・一一号の一の(二)のB若しくは第二七一・一九号の一の(一)のBに掲げる灯油、同表第二七一・一一号の一の(三)若しくは第二七一・一九号の一の(二)に掲げる軽油又は同表第二七一・一九号の一の(三)に掲げる重油(以下「揮発油等」という。)(を税関長の承認を受けた製造工場で平成十八年三月三十一日までに当該石油化学製品の原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油等につき、関税納付済み原油等の負担する関税に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該製造者が当該揮発油等の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

2 (省略)

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七条 関税定率法別表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)(を製造する者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)(が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七一・一一号若しくは第二七一・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)(又は同表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)(から製造した石油アスファルト等を、平成十八年三月三十一日までに、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)(し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり百九十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等

油、同表第二七一・一一号の一の(二)のB若しくは第二七一・一九号の一の(一)のBに掲げる灯油、同表第二七一・一一号の一の(三)若しくは第二七一・一九号の一の(二)に掲げる軽油又は同表第二七一・一九号の一の(三)に掲げる重油(以下「揮発油等」という。)(を税関長の承認を受けた製造工場で平成十七年三月三十一日までに当該石油化学製品の原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油等につき、関税納付済み原油等の負担する関税に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該製造者が当該揮発油等の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

2 同上

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七条 関税定率法別表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)(を製造する者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)(が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七一・一一号若しくは第二七一・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)(又は同表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)(から製造した石油アスファルト等を、平成十七年三月三十一日までに、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)(し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり百九十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等

の原料となつた関税納付済原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に）還付する。

2 (省略)

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2～7 (省略)

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

の原料となつた関税納付済原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に）還付する。

2 同上

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2～7 同上

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難しい場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一～四（省略）  
2及び3（省略）

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限り。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第三項において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超え

第七条の四 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難しい場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一～四 同上  
2及び3 同上

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限り。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二

ることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで。

2 (省略)

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量(第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)(を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、関稅定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)(並びに同法別表第一〇三・一一号の二、第一〇三・一二号の二、第一〇三・一九号の二、第一〇三・二二号の二、第一〇三・二三号の二及び第一〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇六・三〇号の二の(一)及び第一〇二

月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで。

2 同上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、関稅定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)(並びに同法別表第一〇三・一一号の二、第一〇三・一二号の二、第一〇三・一九号の二、第一〇三・二二号の二、第一〇三・二三号の二及び第一〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇六・三〇号の二の(一)及び第一〇二

〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二二〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二二〇・一九号及び第〇二二〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(一)中、「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(一)中、「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(一)中、「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二二〇・一一号の(一)中、「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量(第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する

〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二二〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二二〇・一九号及び第〇二二〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(一)中、「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(一)中、「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(一)中、「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二二〇・一一号の(一)中、「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月

数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量（第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。）があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成十七年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関稅定率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を

であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成十六年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成十七年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関稅定率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を

超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間（以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一～三（省略）

四 関税定率法別表第九四 一・九 号の一に該当する製品のうち自動車に使用する種類のもの（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

2（省略）

（税関職員の権限）

第十一条 関税法第一百五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により関税の還付をする場合又は第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第六条第一項及び第七条第一項、第八条の九第一項又は同条第二項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「関税の還付に係る貨物」、「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2及び3（省略）

超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間（以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一～三 同上

2 同上

（税関職員の権限）

第十一条 関税法第一百五条第一項第四号の二（加工等のため輸出された貨物に係る税関職員の権限）の規定は、輸出された貨物で第八条に規定するものについて、同項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により関税の還付をする場合又は第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益を適用した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六条第一項及び第七条第一項、第八条の九第一項又は同条第二項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「関税の還付に係る貨物」、「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2及び3 同上

---

第十三条 第十一条第一項において準用する関税法第百五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

---

第十三条 第十一条第一項において準用する関税法第百五条第一項第四号の二（加工等のため輸出された貨物に係る税関職員の権限）の規定による税関職員の間問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十一条第一項において準用する同法同条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

---

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の九関係）

別表の番号	品名	税率
二七九・	石油及び歴青油（原油に限る。） (1) (省略) (2) その他のもの	一キロリットルにつき 一七円

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の九関係）

別表の番号	品名	税率
二五・一 二五・一	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。） 純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）及び海水 一 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）	一キログラムにつき 円五銭
二七九・	石油及び歴青油（原油に限る。） (1) 同上 (2) その他のもの 平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットル

二七・一一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青

油以外の物品を加えたもので、

その物品の重量が全重量の五%

未満のものを含む。）

(一) 揮発油

Ｃ その他のもの

(a) 航空機用のもの（アンチ

ノック剤を加えてないも

のを含む。）

(1) 温度一五度における比

重が・八一七以下

のもの

一キロリッ

トルにつき

二、六九

円

(2) その他のもの

一キロリッ

トルにつき

二、三三六

円

二七・一一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青

油以外の物品を加えたもので、

その物品の重量が全重量の五%

未満のものを含む。）

(一) 揮発油

Ｃ その他のもの

(a) 航空機用のもの（アンチ

ノック剤を加えてないも

のを含む。）

(1) 温度一五度における比

重が・八一七以下

のもの

平成一八年三月三一

日までに輸入される

もの

一キロリッ

トルにつき

二、六九

円

(2) その他のもの

平成一八年三月三一

日までに輸入される

もの

一キロリッ

トルにつき

二、三三六

トルにつき  
一七円

(ii) その他のもの	一キロリツ
もの	二六円
トルにつき	一キロリツ
もの	一キロリツ
(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用する	無税
(2) その他のもの	無税
ものに限る。(	無税
が全重量の九五%以上の	無税
鎖飽和炭化水素の含有量	無税
(1) ノルマルパラフィン(直	無税
鎖飽和炭化水素の含有量	無税
B  その他のもの	無税
(二) 灯油	無税
(2) その他のもの	一、三八六円
トルにつき	一キロリツ
もの	九円
トルにつき	一キロリツ
(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用する	無税
(b) その他のもの	無税

(ii) その他のもの	二六円
もの	一キロリツ
トルにつき	一キロリツ
もの	一キロリツ
(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用する	無税
(2) その他のもの	無税
ものに限る。(	無税
が全重量の九五%以上の	無税
鎖飽和炭化水素の含有量	無税
(1) ノルマルパラフィン(直	無税
鎖飽和炭化水素の含有量	無税
B  その他のもの	無税
(二) 灯油	無税
もの	一、三八六円
日までに輸入される	一キロリツ
平成一八年三月三一	トルにつき
(2) その他のもの	九円
もの	一キロリツ
(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用する	無税
(b) その他のもの	無税



(1) 製油の原料として使用する	(三) 重油及び粗油 A) 温度一五度における比重が ・九 三七以下のもの	円 一、二五七 トルにつき 一キロリッ	(2) その他のもの	(一) 軽油 (1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリッ トルにつき 二五円	(二) 軽油	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリッ トルにつき 五六四円	(ii) その他のもの	一キロリッ トルにつき 二六円	(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリッ トルにつき 二六円	(2) その他のもの	(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリッ トルにつき 二六円	(2) その他のもの
------------------	---	------------------------------	------------	--------------------------------------	-----------------------	--------	----------------------------	------------------------	-------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	------------	----------------------------	-----------------------	------------

(1) 製油の原料として使用する	(三) 重油及び粗油 A) 温度一五度における比重が ・九 三七以下のもの	円 一、二五七 トルにつき 一キロリッ	(2) その他のもの 平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	(一) 軽油 (1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリッ トルにつき 二五円	(二) 軽油	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリッ トルにつき 五六四円	(ii) その他のもの 平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリッ トルにつき 二六円	(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリッ トルにつき 二六円	(2) その他のもの	(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリッ トルにつき 二六円	(2) その他のもの
------------------	---	------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------	--------	----------------------------	------------------------	--------------------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	------------	----------------------------	-----------------------	------------

<p>るもの（関税法第五六条第一項）保税工場の許可（）に規定する保税作業に よる製品で、これらの物 品を原料とする製油によ り得たものを含む。以下 この号において同じ。）</p>	<p>一キロリッ トルにつき 一七 円</p>
<p>(2) その他のもの (i) 温度一五度における比 重が・八三以上で引 火点が温度一三 度以 下のもの（本邦に到着 した時においてこれら の性質を有するもの又は 政令で定めるところ により本邦に到着した 石油製品に他の石油製 品を混合して得たもの でこれらの性質を有す るものに限る。）のう ち、農林漁業の用に供 するもの (ii) 硫黄の含有量が全重量 の・三%以下のもの</p>	<p>無税 一キロリッ トルにつき</p>

<p>るもの（関税法第五六条第一項）保税工場の許可（）に規定する保税作業に よる製品で、これらの物 品を原料とする製油によ り得たものを含む。以下 この号において同じ。）</p>	<p>一キロリッ トルにつき 一七 円</p>
<p>(2) その他のもの (i) 温度一五度における比 重が・八三以上で引 火点が温度一三 度以 下のもの（本邦に到着 した時においてこれら の性質を有するもの又は 政令で定めるところ により本邦に到着した 石油製品に他の石油製 品を混合して得たもの でこれらの性質を有す るものに限る。）のう ち、農林漁業の用に供 するもの (ii) 硫黄の含有量が全重量 の・三%以下のもの 平成一八年三月三一</p>	<p>無税 一キロリッ トルにつき</p>



		(注) その他のもの
円	三、二二二	一キロリッ トルにつき

		(注) その他のもの
円	三、二二二	一キロリッ トルにつき
		平成一八年三月三十一 日までに輸入される もの

別添第1の2 品名等記載欄の「7」に「7」を記載する場合は品名記載欄(第1条第4の2第4号の6)を

別表の番号	品名	税 率			
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0

別添第1の2の1 生きた魚介類の輸入(輸出入)の品名(第7条の6)

項名	品名	基 準 輸 入 価 格			
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0

別添第1の2 品名等記載欄の「7」に「7」を記載する場合は品名記載欄(第1条第4の2第4号の6)を

別表の番号	品名	税 率			
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0

別添第1の2の1 生きた魚介類の輸入(輸出入)の品名(第7条の6)

項名	品名	基 準 輸 入 価 格			
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0
0	レオパの輸入	0	0	0	0

別添第1の六 輸込数量が輸入産数量を超えない等の特別税率適用開票表(第1次(1)関係)

項 目	品 目	税 率			
		平成 十八 年 四月 一日 から 平成 十九 年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 十八 年 四月 一日 から 平成 十九 年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 十九 年 四月 一日 から 平成 二十年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 二十年 四月 一日 から 平成 二十 一年 三月 三十一 日まで の輸入 品
		平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

別添第1の八 生きている豚(外豚)等に係る特別税率適用開票表(第1次(1)関係)

開 税 定 率 法	品 名	税 率			
		平成 十八 年 四月 一日 から 平成 十九 年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 十八 年 四月 一日 から 平成 十九 年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 十九 年 四月 一日 から 平成 二十年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 二十年 四月 一日 から 平成 二十 一年 三月 三十一 日まで の輸入 品
別表の番号		平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

別添第1の六 輸込数量が輸入産数量を超えない等の特別税率適用開票表(第1次(1)関係)

項 目	品 目	税 率			
		平成 十八 年 四月 一日 から 平成 十九 年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 十八 年 四月 一日 から 平成 十九 年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 十九 年 四月 一日 から 平成 二十年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 二十年 四月 一日 から 平成 二十 一年 三月 三十一 日まで の輸入 品
		平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

別添第1の八 生きている豚(外豚)等に係る特別税率適用開票表(第1次(1)関係)

開 税 定 率 法	品 名	税 率			
		平成 十八 年 四月 一日 から 平成 十九 年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 十八 年 四月 一日 から 平成 十九 年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 十九 年 四月 一日 から 平成 二十年 三月 三十一 日まで の輸入 品	平成 二十年 四月 一日 から 平成 二十 一年 三月 三十一 日まで の輸入 品
同上		平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第六条関係）</p> <p>（貨物割に係る犯則取締りの特例）</p> <p>第七十二条の百十一（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3  第一項の場合において、消費税法第四十七条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額を課税標準として課する貨物割に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とし、同法第五十条第二項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税の額を含まないものとする。）を課税標準として課する貨物割に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第六条関係）</p> <p>（貨物割に係る犯則取締りの特例）</p> <p>第七十二条の百十一 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3  第一項の場合において、貨物割に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第八条関係）</p> <p>（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）</p> <p>第六条（省略）</p> <p>2～4（省略）</p> <p>5 保税地域から引き取られる課税物品（石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭（第十二条及び第十六条において「原油等」という。）で同法第十五条第一項の承認を受けている者により引き取られるものを除く。第十九条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通則法第三十五条第三項（過少申告加算税等の納付）の規定の適用については、同項中「限る。以下この項において同じ」とあるのは「限る」と、「経過する日」とあるのは「経過する日（過少申告加算税又は重加算税）同条第一項の規定によるものに限る。」であつて、当該一月を経過する日がその納付の基因となつた内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第一条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）に係る課税物品（同条第一号に規定する課税物品をいう。）の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日前であるものについては、当該輸入の許可の日）とする。</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第八条関係）</p> <p>（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）</p> <p>第六条 同上</p> <p>2～4 同上</p> <p>5 保税地域から引き取られる課税物品（石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭（第十二条及び第十六条において「原油等」という。）で同法第十五条第一項の承認を受けている者により引き取られるものを除く。第十九条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通則法第三十五条第三項（過少申告加算税等の納付）の規定の適用については、同項中「過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「過少申告加算税又は無申告加算税」と、「経過する日」とあるのは「経過する日（過少申告加算税又は無申告加算税を」と、「経過する日」とあるのは「経過する日（過少申告加算税であつて、当該一月を経過する日がその納付の基因となつた内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第一条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）に係る課税物品（同条第二号に規定する課税物品をいう。）の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日前であるものについては、当該輸入の許可の日）とする。</p>

6（省略）

6 同上

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 (省 略)

- 2| 特定輸出貨物(関税法第三十条第一項第五号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する特定輸出貨物をいう。次項において同じ。)(である課税物品を保税地域から引き取る場合には、その引取りに係る内国消費税を免除する。
- 3| 前項の規定は、当該保税地域が次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ当該各号に定める場所に該当する場合には、当該課税物品については、適用しない。この場合において、当該課税物品については、たばこ税法第五条(保税地域に該当する製造場)、揮発油税法第四条(保税地域に該当する製造場)又は石油ガス税法第二十七条(保税地域に該当する石油ガスの充てん場)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ、当該場所を保税地域でない当該各号に定める場所とみなして、消費税法等の規定を適用する。
  - 一 製造たばこ(たばこ税法第三条(課税物件)に規定する製造たばこをいう。以下この号において同じ。)( 製造たばこの製造場
  - 二 揮発油(揮発油税法第一条第一項(定義)に規定する揮発油(同法第六条(揮発油等とみなす場合)の規定により揮発油とみなされるものを含む。)(をいう。以下この号において同じ。)( 揮発油の製造場
  - 三 課税石油ガス(石油ガス税法第三条(課税物件)に規定する課税石油ガスをいう。)( 石油ガスの充てん場(同法第一条第四号(定義)に規定する石油ガスの充てん場をいう。)(
- 4| 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。
- 5| 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品(輸出の許可(関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出の許可をいう。第十五条の二において同じ。)(を受けたものを除く。)(が、同法第六十三条第四項(同法第六十四条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 同上

- 2| 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3| 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品が、関税法第六十三条第四項(同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の

受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)

第十五条の二 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される課税物品(輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工することが困難であると認められるものに限る。)については、政令で定めるところにより、当該課税物品に係る消費税の額に、当該課税物品を関税率法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。

(過少申告加算税等の特例)

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品(特例申告に係る課税物品を除く。以下この条において同じ。)に係る内国消費税に対する国税通則法第六十五条(過少申告加算税)の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。)」が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。)(「とあるのは、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項(引取りに係る課税物品についての申告等の特例)の規定による課税標準及び税額の申告書(第三項及び次条第一項において「当初申告書」という。))が提出された場合」と、「第三十五条第一項(期限後申告等による納

承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)

第十五条の二 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可(関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出の許可をいう。以下この条において同じ。))の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される課税物品(輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工することが困難であると認められるものに限る。)については、政令で定めるところにより、当該課税物品に係る消費税の額に、当該課税物品を関税率法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。

(過少申告加算税等の特例)

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品(特例申告に係る課税物品を除く。次項において同じ。)に係る内国消費税に対する国税通則法第六十五条(過少申告加算税)の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。)」が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。)(「とあるのは、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項(引取りに係る課税物品についての申告等の特例)の規定による課税標準及び税額の申告書(第三項及び次条第一項において「当初申告書」という。))が提出された場合」と、「第三十五条第二項(期限後申告等による納付)」

<p>付」とあるのは「第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は同法第六条第四項（引取り前における修正申告等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取りに係る納付）」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項若しくは第九条第一項」と、同項第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、「期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税に対する国税通則法第六十八條（重加算税）の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書又は同条第三項の規定」とあるのは「同項ただし書の規定」と、「法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき」とあるのは「同項各号のいずれかに該当することとなつたとき」とする。</p> <p>附則</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 当分の間、第二条第一号及び第十一条第三項第一号に規定する揮発油には、<u>租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。</u></p>	<p>とあるのは「第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は同法第六条第四項（引取り前における修正申告等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取りに係る納付）」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項若しくは第九条第一項」と、同項第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、「期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」とする。</p> <p>2 同上</p> <p>附則</p> <p>1～5 同上</p> <p>6 当分の間、第二条第一号に規定する揮発油には、<u>租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。</u></p>
--	--

改正案	現行
<p>コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）（附則第九条第一号関係）</p> <p>（保証団体の認可等）</p> <p>第十一条（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p> <p>4 保証団体は、国際道路運送手帳による担保の下で外国貨物の還送をすることにつき関税法第六十三条第一項の承認を受けた者が、同法第六十五条第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第五項の規定により関税及び内国消費税を徴収されることとなつたときは、その者と連帯して当該関税及び内国消費税を納付する義務を負つ。</p> <p>5～9（省略）</p>	<p>コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）（附則第九条第一号関係）</p> <p>（保証団体の認可等）</p> <p>第十一条 同上</p> <p>2及び3 同上</p> <p>4 保証団体は、国際道路運送手帳による担保の下で外国貨物の還送をすることにつき関税法第六十三条第一項の承認を受けた者が、同法第六十五条第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の規定により関税及び内国消費税を徴収されることとなつたときは、その者と連帯して当該関税及び内国消費税を納付する義務を負つ。</p> <p>5～9 同上</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）（附則第九条第二号関係）</p> <p style="text-align: center;">（保証団体）</p> <p>第五条 （省略）</p> <p>2及び3 （省略）</p> <p>4 保証団体は、通関手帳による輸入をした者又は通関手帳による保税運送の承認を受けた者が、関稅定率法第十七條第四項（徴収法第十三條第三項において準用する場合を含む。）又は関稅法第六十五條第一項及び徴収法第十一條第五項の規定により輸入税を徴収されることとなつたときは、条約の定めるところに従い、その者と連帯して当該輸入税を納付する義務を負つ。</p> <p>5～9 （省略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）（附則第九条第二号関係）</p> <p style="text-align: center;">（保証団体）</p> <p>第五条 同上</p> <p>2及び3 同上</p> <p>4 保証団体は、通関手帳による輸入をした者又は通関手帳による保税運送の承認を受けた者が、関稅定率法第十七條第四項（徴収法第十三條第三項において準用する場合を含む。）又は関稅法第六十五條第一項及び徴収法第十一條第三項の規定により輸入税を徴収されることとなつたときは、条約の定めるところに従い、その者と連帯して当該輸入税を納付する義務を負つ。</p> <p>5～9 同上</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>国稅通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（附則第十条關係）</p> <p style="text-align: center;">（重加算稅）</p> <p>第六十八條（省 略）</p> <p>2 及び 3（省 略）</p> <p>4 第一項又は第二項の規定は、消費稅等（消費稅を除く。）については、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>国稅通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（附則第十条關係）</p> <p style="text-align: center;">（重加算稅）</p> <p>第六十八條 同 上</p> <p>2 及び 3 同 上</p> <p>4 第一項又は第二項の規定は、消費稅等（課稅資産の讓渡等に係る消費稅を除く。）については、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（附則第十二条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。</p> <p>一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。</p> <p>イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。</p> <p>(1) 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認若しくは指定の申請からそれぞれの許可若しくは承認を得、又は指定を受けるまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という。）</p> <p>(一)～(四) (省略)</p> <p>(五) 関税法第六十七条の三第一項の承認の申請</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>二、四 (省略)</p>	<p>通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（附則第十二条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。</p> <p>一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。</p> <p>イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。</p> <p>(1) 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認若しくは指定の申請からそれぞれの許可若しくは承認を得、又は指定を受けるまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という。）</p> <p>(一)～(四) 同上</p> <p>(2)及び(3) 同上</p> <p>ロ 同上</p> <p>二、四 同上</p>

改 正 案	現 行
<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第十三条関係）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一 及び二 （省略）</p> <p>三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）<u>第九十九条第二項（関稅定率法第二十一条第一項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関稅法第九十九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第一百十二条第一項（関稅法第九十九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第九十九条から第一百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号（同法第十一条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</u></p> <p>四 十 （省略）</p>	<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第十三条関係）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一 及び二 同 上</p> <p>三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）<u>第九十九条第二項（関稅定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関稅法第九十九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第一百十二条第一項（関稅法第九十九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第九十九条から第一百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号（同法第十一条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</u></p> <p>四 十 同 上</p>

改 正 案	現 行
<p>弁理士法（附則第十四条関係）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一及び二（省略）</p> <p>三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十九条第二項（関税定率法第二十一条第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関税法第九十九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第一百二十二条第一項（関税法第九十九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第九十九条から第一百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号（同法第十一条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>四、十（省略）</p>	<p>弁理士法（附則第十四条関係）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一及び二 同 上</p> <p>三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十九条第二項（関税定率法第二十一条第一項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関税法第九十九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第一百二十二条第一項（関税法第九十九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第九十九条から第一百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号（同法第十一条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>四、十 同 上</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>						
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（附則第十五条関係）</p> <p style="text-align: center;">第二十九条 削除</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（附則第十五条関係）</p> <p style="text-align: center;">（関税法の特例）</p> <p style="text-align: center;">第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域であつて行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）又はこれ以外の日の税関の執務時間外において関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第三号に規定する外国貨物又は同項第二号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける同法第九十八条第一項に規定する承認の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、税関長は、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域に所在する同法第二十九条に規定する保税地域（同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る同法第九十八条第一項の承認を受ける者が同法第百条第四号の規定により納付すべき手数料を軽減することができる。</p>						
<p style="text-align: center;">別表（第二条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">十九</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">第二十九条</td> </tr> </table>	十九	削除	第二十九条	<p style="text-align: center;">別表（第二条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">十九</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">第二十九条</td> </tr> </table>	十九	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	第二十九条
十九	削除	第二十九条					
十九	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	第二十九条					